

障害者通所施設「オーヴェル」 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する障害者通所施設 オーヴェル（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス（以下、本章において「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(事業所の名称等)

第 2 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障害者通所施設 オーヴェル
- (2) 所 在 地 千葉県船橋市藤原 8 丁目 17 番 2 号

(事業内容と利用定員)

第 3 条 事業所が行う事業内容は次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援(B型)事業
 - (2) 生活介護事業
- 2 事業所の総定員は一日あたり 38 名とし、前項の事業ごとの利用定員は次のとおりとする。
- (1) 就労継続支援(B型)事業 一日あたり 20 名
 - (2) 生活介護事業 一日あたり 18 名

(受給資格の確認)

第 4 条 事業所は、サービス提供を求められた場合には、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(契約支給量の報告等)

第 5 条 事業所は、サービスを提供する際は、当該サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載する。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

- 3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときには、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

(介護給付費または訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第6条 事業所は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない方から利用の申込みがあった場合は、その方の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費または訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等)

第7条 事業所がサービスを提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 事業所は、前項の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項及び第2項までに掲げる支払いについては、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第8条 サービスを提供した際の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときには通常その1割の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から指定就労継続支援B型あるいは指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、当該サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、別紙のサービス利用料金表(訓練等あるいは介護給付費の給付対象外のサービス)に記載されたサービスを提供した場合は、記載された金額の支払を利用者から受けるものとする。
- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に交付する。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(訓練等あるいは介護給付費の額に係る通知等)

第9条 事業所は、市町村からサービスに係る訓練等あるいは介護給付費の支給を受け

た場合は、利用者に対し、利用者に係る訓練等あるいは介護給付費の額を通知する。

- 2 事業所は、前条第2項の法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第10条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業所が提供するサービスを受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、当該事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

- 第11条 事業所は、就労継続支援B型計画あるいは生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 2 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス提供の記録)

- 第12条 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度、記録する。
- 2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

(相談及び援助)

- 第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第14条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことなどにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費あるいは介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 事業所は、支給決定を受けた利用者からサービスの申し込みがあった場合には、利用申込者の障害特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第76条の規定による説明を行う。

2 事業所は、サービスを利用するための契約が成立したときには、その利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条の規定に基づく書面の交付を行う。

(提供拒否の禁止)

第16条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことはできない。

(連絡調整に対する協力)

第17条 事業所は、サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業所の相談支援専門員が行う連絡調整にできる限り協力する。

(協力医療機関)

第18条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第19条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとする。

(掲示)

第20条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービス選択に資する重要事項を掲示する。

(情報の提供等)

第21条 事業所は、サービスを利用しようとする方が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービスに関する情報の提供に努める。

2 事業所は、第3条第1項に規定する事業について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大な内容としてはならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第22条 利用者は、他の利用者が適切なサービスを受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により施設が損害を生じた場合は、賠償するものとする。

- 3 利用者の就労の条件等については、別に定めるものとし、利用者はその規則を遵守しなければならない
- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(勤務体制の確保)

第23条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、毎月勤務表を作成する。

- 2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 事業計画書に基づき実施

(非常災害対策)

第24条 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第25条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
- 3 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第26条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を解決するための体制を整えるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは事業所の設備もし

くは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条の規定による調査またはあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第27条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第28条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第29条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておく。

(地域との連携等)

第30条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第31条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第32条 事業所は、サービスの実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害福祉サービス等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況等の把握)

第33条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者との連携)

第34条 事業所はサービスを提供する際は、他の障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(利益供与等の禁止)

第35条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者等を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者等を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第36条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(会計区分)

第37条 事業所は、サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第38条 この規程及び「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例」(令和5年6月30日船橋市条例第24号)に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の施設長或いは管理者間の協議に基づいて定めるものとする。

第2章 就労継続支援(B型)事業

(運営の方針)

第39条 運営の方針は次のとおりとする。

(1) 基本方針

利用者に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行うものとする。

(2) 権利擁護

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って指定就労継続支援B型サービス(以下、本章において「サービス」という。)を提供するように努めるものとする。

(3) 地域対応

明るく活力のある雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第40条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、人数については厚生労働省の定める指定基準を下回らない範囲内で変動する事がある。

(1) 施設長 1名(常勤兼務1名)

事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤兼務1名)

サービス管理責任者は、利用者の就労継続支援B型計画の作成と実施状況の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(3) 医師 1名(非常勤1名)

利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 職業指導員及び生活支援員 10名(常勤3名 非常勤6名 常勤兼務1名)

職業指導員及び生活支援員は、就労継続支援B型計画に基づいた作業支援及び各種サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第41条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。土曜日・日曜日は販売等の生産活動に伴い、営業する場合もある。ただし、12月29日から1月3日及び5月3日から5日を除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前8時から午後4時までとする。但し、当日の作業内容に応じて、営業時間内の範囲で変動することがある。

(通常の事業の実施地域)

第42条 通常の就労継続支援B型事業の実施地域は、船橋市全域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービスの内容)

第43条 サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成及び実施
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 健康管理
- (5) 食事の提供
- (6) 実習の実施
- (7) 企業実習等への支援
- (8) 求職活動の支援及び求人の開拓
- (9) 就職後の職業生活における相談等の支援
- (10) 相談及び助言等
- (11) 訪問支援

(サービスを提供する主たる対象者)

第44条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障害者・知的障害者とする。(18歳未満の者を除く)

(就労継続支援B型計画の作成等)

第45条 事業所は、サービス管理責任者に、就労継続支援B型計画(以下、本章において「サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させる。

2 サービス管理責任者は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する訓練や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行うものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者には面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の訓練に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該

事業所が提供するサービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含めてサービス計画の原案に位置付けるよう努める。

- 5 サービス管理責任者は、サービス計画の作成に係る会議を開催し、担当職員等に前項に規定するサービス計画の原案について意見を求める。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定するサービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 7 サービス管理責任者は、サービス計画を作成した際には、これを利用者または家族に交付する。
- 8 サービス管理責任者は、サービス計画の作成後、その実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、6ヶ月に1回以上、その見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定するサービス計画の変更について準用する。

(指導、訓練等)

第46条 事業所は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活支援を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
- 4 事業所は、指導、訓練を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させるものとする。
- 5 事業所は、利用者の負担により事業所の職員以外の者による指導、訓練を受けさせることはない。

(食事の提供)

第47条 事業所は、食事の提供を行うに当たり、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者に同意を得るものとする。

- 2 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事提供を行うとともに、障害の特性に応じた、適切な食事提供を行う。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。
- 4 事業所は、食事提供を行うに当たり、献立の内容、栄養価の算定及び調理方法につ

いて保健所等の指導を受けるよう努める。

(社会生活上の便宜の供与等)

第48条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人またはその家族において行うことが困難である場合には、本人またはその家族の同意を得て、代わって行うものとする。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(訪問支援)

第49条 事業所は、利用者が心身の状況の変化等により、週5日以上連続して利用がなかった場合において、サービス計画に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て居宅を訪問し、事業所における指定サービスの利用に係る相談援助等を行う。

(健康管理)

第50条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対して、毎年1回以上定期的に健康診断を行うものとする。

(作業指導)

第51条 事業所は、利用者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行う。

(就労継続支援活動)

第52条 事業所が行う就労継続支援活動は次のとおりとする。

- (1) 製菓・製パンに係る製造及び販売作業
- (2) 製菓・製パンに係る事務作業
- (3) 喫茶・売店に係る作業
- (4) その他、事業所が行う就労継続支援活動

2 事業所は、利用者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないように配慮する。

(工賃の支払い)

第53条 事業所は、別に定める規則に基づき、就労継続支援活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給するものとする。

2 事業所は、利用者それぞれに支払われる一月あたりの工賃の平均額が、3,000円を下回らないよう留意する。

第3章 生活介護事業

(運営方針)

第54条 運営の方針は次のとおりとする。

(1) 基本方針

利用者が住み慣れた地域社会において生活が継続できるよう適切な支援を行い、個々の思いや考えを尊重し、それぞれのニーズに即した安心かつ安全な生活介護サービス（以下、本章において「サービス」という。）の提供を行う。

(2) 自立支援

利用者の心身の状況に応じて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、利用者の考え方や生活様式に関する好み等を尊重しながら、自分の能力を発揮できるよう支援を行う。

(3) 日常生活の充実

利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりが責任ある個人として自分の生き方を自分で考え社会生活力を高められるよう適切な支援を行うことで、利用者の居宅における日常生活の充実を図る。

(4) 家庭支援

利用者やその家族との十分なコミュニケーションを通じてその意向や家庭環境等を踏まえた支援を行い、家庭介護の軽減と継続的に居宅生活を送ることができるよう各種のサービス提供を行う。

(5) 権利擁護

利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った支援を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第55条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省の定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 施設長 1名（常勤兼務1名）

施設長は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務1名）

サービス管理責任者は、利用者の生活介護計画の作成と実施状況の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(3) 医師 1名（非常勤1名）

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護師 2名（常勤1名 非常勤兼務1名）

看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(5) 生活支援員 7名（常勤5名 非常勤1名 常勤兼務1名）

生活支援員は、利用者の生活介護計画に基づいた介護業務及び各種サービスの提供を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務1名)

機能訓練指導員は、生活介護計画に基づき、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。また、他の職員に対して、利用者への訓練に関する必要な助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第56条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第57条 通常の事業の実施地域は、船橋市西部(旭町・東町・市場・印内・印内町・海神・海神町・海神町西・海神町東・海神町南・葛飾町・金杉・金杉台・金杉町・上山町・北本町・行田・行田町・古作・米ヶ崎町・栄町・潮見町・芝山・新高根・駿河台・高瀬町・高根町・中野木・夏見・夏見台・夏見町・西浦・西船・飯山満町・浜町・東中山・東船橋・日の出・藤原・二子町・本郷町・本町・前貝塚町・馬込沢丸山・緑台・湊町・南海神・南本町・宮本・本中山・山手・山野町・若松)及び鎌ヶ谷市の一部(道野辺・東道野辺・西道野辺・中沢・東中沢・馬込沢)、市川市の一部(柏井町)とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービスの内容)

第58条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成及び実施

(2) 介護サービス

(3) 入浴サービス

(4) 食事サービス

(5) 送迎サービス

(6) 日中活動

(7) 機能訓練

(8) 健康管理

(9) 介護相談

(10) 訪問支援

(サービスを提供する主たる対象者)

第59条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障害者(18歳未満の者を除く)とする。

(生活介護計画の作成等)

第60条 事業所は、サービス管理責任者に生活介護計画（以下、本章において「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2 サービス管理責任者は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行うものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めてサービス計画の原案に位置付けるよう努める。

5 サービス管理責任者は、サービス計画の作成に係る会議を開催し、担当職員等に前項に規定するサービス計画の原案について意見を求める。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定するサービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

7 サービス管理責任者は、サービス計画を作成した際には、これを利用者または家族に交付する。

8 サービス管理責任者は、サービス計画の作成後、その実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、6ヶ月に1回以上、その見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定するサービス計画の変更について準用する。

(介護)

第61条 事業所は、介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

3 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

- 4 事業所は、第3項に定めるほか、利用者に対し、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。
- 5 事業所は、常時1人以上の職員を介護に従事させる。
- 6 事業所は、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第62条 事業所は、食事の提供を行うに当たり、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者に同意を得るものとする。

- 2 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事提供を行うとともに、障害の特性に応じた、適切な食事提供を行う。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。
- 4 事業所は、食事提供を行うに当たり、献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努める。

(生産活動)

第63条 事業所は生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第64条 事業所は、生活介護において、生産活動に従事している者に、当該生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(訪問支援)

第65条 事業所は、利用者が心身の状況の変化等により、週5日以上連続して利用がなかった場合において、サービス計画に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て居宅を訪問し、事業所における指定サービスの利用に係る相談援助等を行う。

(健康管理)

第66条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 本規程制定に伴い、「障害福祉サービス事業所 オーヴェル運営規程」並びに「障害福祉サービス事業所 若葉リハビリセンター運営規程」は、平成27年4月30日を

もって廃止する。

平成30年	4月	1日	一部改正
令和元年	7月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
<u>令和6年</u>	<u>3月</u>	<u>1日</u>	<u>一部改正</u>